

2013 年度卒業研究
登録有形文化財にみる価値の変容
- 時間の経過による価値の変化 -

藤女子大学 文学部
文化総合学科 0915026 番
氏名 川合 梨紗
担当教員 野手 修

はじめに

国有形登録文化財は、平成8年に出来た文化財登録制度である。近代において急速に増える多様な価値をもつ文化財を保護する目的で作られた。現在、登録有形文化財は建造物だけみると全国の都道府県に8,981件存在している。北海道だけでもその数は129件にのぼる¹。「建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号に該当するもの。一.国土の歴史的景観に寄与しているもの 二.造形の規範となっているもの 三.再現することが容易でないもの。」以上3点を満たしていれば届出が可能である²。いずれの基準も包括的な表現がなされている。

一方、重要文化財の基準は「建築物、土木建造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。一.意匠的に優秀なもの 二.技術的に優秀なもの 三.歴史的価値の高いもの 四.学術的価値の高いもの 五.流派的又は地方的特色において顕著なもの。」となっている³。この根底には、いくつかの面で優秀性を持つ文化財を厳選し、厳しい規制と手厚い保護によって、その価値を永久に保存しようとする指定制度特有の考え方がある。

上記した重要文化財の基準との比較からわかるように、登録有形文化財は従来の制度に比べ、ゆるやかな基準の制度である。手厚い保護や厳しい規制を取り払い、活用を前提に所有者が主体になった届出制度を採用したことで、見た目に着しい変化が生じない程度に限って、文化財の改装等を自由に行うことも可能である。これにより街の景観づくりの一環としての保存や観光地としての活用に期待がかかっている。

しかしながら、歴史的建造物の保存・活用には大きな問題がある。建造物の保存には、修復行為が不可欠だが、その歴史性や美的要件を保持したまま修復を行わなければ、建造物の価値を損ねることになる。活用でも全く同じことがいえる。所有者は、上記を踏まえたくて修復行為及び活用をしなければならない。

有形文化財制度には保存・活用の問題だけではなく、経済的な問題も多く残されている。今回取材したケースでは、建造物の保存・管理に対して国からの援助金等はほぼなく、所有する自治体や個人に費用の負担がかかっていた⁴。当然のことながら、ある一定の経済力を有する自治体や個人の所有者に限定されてしまい、費用を補えない所有者の下にある建造物は、その文化的価値にもかかわらず保存・管理もままならないまま廃墟と化していく。制度の周知の問題もあるが、都道府県や市町村によって有形文化財の保有数に著しい差が

見られるのが現状だ。多様な価値をもつ文化財の保存を目的として作られた登録有形文化財であるが、結果的に、登録をする側の所有者に経済的な負担を委ねてしまっているため、登録制度を活用する以前に所有者と建造物の経済的な相互関係が築かれていなければならず、実際の活用は非常に難しいという問題がある。

また登録した後も、その活用の仕方によっては、人件費・保存のための修復費・広告費等の運営費用がかかるため、所有者への負担が軽減されることはない。観光地化した有形文化財も珍しくなく、経済状況が芳しくない日本において、観光業の現状は厳しい。たとえ有形文化財に登録され、一般公開されたとしても文化財に足を運ぶ人は少なく、多くの集客は期待出来ない。集客できなければ、あるいは集客し続けることができなければ、保存・維持のための資金が調達出来ない。よって、このような社会的な経済状況も有形文化財制度における文化財保護の諸問題を生じさせるひとつの要因といえるだろう。

上記をふまえて考察した結果、国登録有形文化財の活用においては、ある一定の“経済力”と“運用能力”が必要不可欠なことは明らかであるが、実際の文化財維持・活用における管理面の実践はいかなる影響を地域社会に及ぼすのであろうか。いくつかの条件を満たす理解ある所有者に出会うことが出来なければ、多様な文化的価値を有する建造物を保護することは困難であるが、一方で現行の制度の下で、保護・維持と文化財の社会的価値はどのような関係にあるのだろうか。

本論文の目的は、2010年に有形文化財に登録された小樽市祝津にある小樽貴賓館 旧青山別邸の文化財としての「履歴」を辿り、その社会的・文化的価値の変容を明らかにすることにある。現在の所有者である佐藤美智夫氏・妻裕子氏に話を伺い、上記有形文化財にかかわる諸問題が具体的にどのような形で顕れているかについての検証を試みた。佐藤美智夫氏は1979年に札幌市議会委員に当選後8期32年間、2011年4月の引退まで精力的に政治活動を続けた。旧青山別邸は、青山家の所有ではなく佐藤氏の所有物となっている。平成元年から現在にかけての24年間で、来場者数は約252万人超にものぼる。年間で見ると、ここ2～3年は約7万人もの観光客などが訪れる。

本論文では、有形登録文化財の選定基準1・2・3から、建造物を用途性のある芸術作品とし、チャーザレ・ブランディの修復の理論を用い別邸を分析する。好条件に恵まれた別邸が有形文化財の活用において規範となることを述べつつ、今後制度がかかえる問題に対しどのような解決策があるか考察する。

第一章 修復の理論

1-a 修復の概念

修復とは、人間が作り出したものに対して行われる人間による処置のことだ。しかし、人間が作り出したものといっても様々なものがあり、その人間の生み出したものの多様性ゆえに、修復には大きく二種類の介入処置が存在する。チャーザレ・ブランディによれば一つは工業的な物に対する「修繕」処置であり、工業的な物に対する処置の基本的な目的は製品の機能の回復だ。また、その一方で芸術作品を対象とした介入処置がある⁵。芸術作品に対しては、たとえ芸術作品に（建造物や工芸品のような）機能的な要素が含まれていたとしても、これらに対する「修繕」は付随してくるものであって、本質的な改善とはいえないという。芸術作品の根本的な修復が芸術作品には必要なのである。

では芸術作品を芸術作品と定義づけるものは何か。その問いには、芸術作品のもつ特殊な性質について説明する必要があるとブランディは述べている。芸術作品は各個人が「(それが)芸術作品である」と認識する、あるいは意識してはじめて芸術作品になり得るといふ。これは芸術作品が人間による産物であるということに起因する⁶。ブランディは、芸術作品が人間による他の産物に比べて特異である点は「芸術性」にあると主張している。そして芸術性を認め、芸術作品を芸術作品として認識してはじめて、そのものが芸術作品になりうるのだという。したがって芸術作品に対する修復等のあらゆる働きかけは芸術性の判断、つまり、それを芸術作品であると認識できるかどうかということに基づいて行われなければならない⁷。

芸術作品に対する働きかけには芸術性の判断ができることが最も重要なのだとブランディはいう。つまり、芸術作品には他の人間が生み出したものが有する何らかの用途性の要件は必要ではなく、芸術性の判断材料となる「美的要件」と「歴史的要件」があれば良いということがいえる⁸。建造物を例にとり説明すると、建造物が有しているように仮に芸術作品が用途性を持っていたとしてもそれ自体では芸術作品であると判断しうる考慮の対象とはならない。やはり個人の認識を介して受け入れられた芸術作品が提示する「美的要件」と「歴史的要件」の二つの本質的要件とそのイメージを表出する物理的実体に基づいてなされるのである。基本的な前提として芸術作品に関する修復は、“認識”に関する修復であるが、芸術作品を未来へと伝達することを目的として、芸術作品を認識する方法論を実践することが必要になる⁹。そしてそれは、物理的実体と対極をなす美的要件・歴史的要件の

二面性において行われなければならないという。

しかしブランディは、修復は芸術作品全体に向けられなければならないのはいうまでもないが、とりわけ物質的な実体に関わる必要がことは明白な事実として存在するという。修復処置はこれらの物理的・論理的な側面のうちどちらに対しても行われなければならないが、物理的実体を優先させる必要がある¹⁰。これは物理的実体つまりイメージこそ表出の場であり、イメージの未来への伝達が保証されてはじめて人間の意識における受容を可能にするからである¹¹。

1-b イメージと物質の相互関係

ブランディは、イメージと物質的な側面は切っても切れない関係にあると述べている。芸術作品の有する芸術性と歴史的要件（時間）の潜在的な統一性を回復することを目的としている¹²。ただしあくまでも芸術作品の過去の履歴を消すことなく、また芸術的な偽りや歴史的な捏造を犯すことなく潜在的な統一性の回復が可能である場合に限られる¹³。

修復は芸術作品の見た目にかかわるということを前提にして、物質とはなんであるか考える必要がある¹⁴。イメージとの関係において物質とはいったい何から成るのか、何を意味するのだろうか。それを明らかにしなくてはならないのは、物質がイメージの表出のための手段だからだとブランディはいう。イメージは物質の介入処置における時間と場所を同時に提示している¹⁵。ここから物質は「イメージの顕現に奉仕するもの」だということができ、また我々に対するイメージ伝達の物理的媒体である外観と内部構造は別のものとして捉えなくてはならない。それは、外観が直接的に芸術作品としての認識に関わるからだ¹⁶。

1-c 芸術作品がもつ潜在的統一性

しかしここでブランディは、物質の外観と内部構造は物質的には切っても切り離せない関係にあると述べる。ここでの統一性とは完全なもの（＝全体）という意味を指すのだが、もし芸術作品を1つの完全なものとしてみなさなければ、それは総体としてみなされなければならないことになり、結果的にそれは部分によって構成されるものとなるという。芸術作品とはそれが部分から構成されたものでないかぎり、物理的にたとえ断片に砕かれたとしても、断片1つ1つにおいてなお潜在的には全体として存在し続ける¹⁷。

よって断片として残存した形態の痕跡に直接関わる行為（ex. 修復）の場合は、この潜在

性にに基づいていなければならない。また1つ1つの芸術作品の形態が分割できないものであるとして、仮にある芸術作品が物質的には分割されているような場合には、そうした断片にいまだに残存する形態の残り具合に応じて1つ1つの断片が持っている当初の潜在的統一性へと戻すよう努めなければならない¹⁸。この項目条件は当然ながら、美的要件と歴史的要件が互いに強調して潜在的統一性の範囲を定められなければならないとし、ブランディは以下のように述べている。

このような統一性の備えのため3つの補完原則を想定することができる。1つめは、取り戻そうとする統一性そのものが損なわれることがあってはならないが、目で見て容易に手を加えた箇所だと識別できるものでなければならないこと。

2つめは、イメージの顕現を担っている物質に関するものであること。イメージの造形性に直接影響を及ぼす場合、つまり物質＝外観のような場合には交換がきかないこと。

3つめは、未来に向けて行われること。将来的に更なる介入処置をする場合それが不可能でないこと。むしろそれを容易にするようなものでなければならないことだという。

1-d 芸術作品の内在的時間

ここまで、統一体としての芸術作品という特殊な構造を確認し、そして修復との関係において潜在的な統一性の再構築がいかにしてどの程度まで可能であるか、ブランディは明らかにした。

しかし、諸芸術における時間と空間は区別できないが、芸術作品における現象学的な外観において3つの異なる時期として、どのような芸術作品においても問題として表出するとブランディは指摘する。

3つの時期とは、芸術家が創造している間の表現時の「継続時間」、作品を創造し終えて我々が意識内において再現化するまでの「時間」、そして我々が認識する「瞬間」のことを指す¹⁹。仮にある芸術家が、芸術作品を生み出しそれらが彼の時代のうちに賞賛されたとする。するとこれらの芸術作品は彼が生きていた時代を表していると推定されてしまうのである。つまり、時代が彼を表しているということになるのだ。これは先の時期が混同されて生じた論拠のない主張といえよう。また、彼が作品を作るにあたって、完成した作品から時代を感じさせる要素が見受けられたとしてもその作品の価値が増すことは決してない。

修復という行為に割り当てられる正当な唯一の瞬間は、受け手の意識内における現在と

いう瞬間でしかなく、そこでは芸術作品は瞬間にあり、同時にまた歴史的な意味における現在である²⁰。しかし、芸術作品は過去でもあり、歴史の中に位置している。さもないければ、芸術作品は人間の意識の中にとどまることなどなくなってしまう可能性がある。また、修復が正当な作業であるためには、時間を逆に遡れるようなものにとらえられてもいけないし、歴史を除去できるとみなされてもいけないのだ²¹。

続けてブランディは、修復という行為は、芸術作品の有する歴史性を尊重することを要求されるために、修復したことがわからないような極秘のものであってはならず、また時間とほぼ無関係なものになってはならないと述べている。修復は人間によるものであるがゆえに、それがあがるままの歴史的な出来事として明確にされ、未来へ伝達するためのプロセスに芸術作品を加えるきっかけとならなくてはならないのだ²²。

1-e 歴史性の要件からみた修復

遺物はそこに芸術作品が存在する（あるいは、した）という知覚的な現状を指すのではなく、どのような場合においても人類の仕事の痕跡あるいは証拠として、保存行為の「起点」を、構成する²³。遺物に成り果てた「現在」の状態と、芸術家によって作られた状態つまり「過去」との芸術作品としての同等の定義（芸術作品の潜在性）は歴史的要件の判断によってのみ成されるのである²⁴。したがって、現在の遺物に対する修復は、単なる補強やあがるままの姿の保存ではありえないということになるとブランディはいう。ブランディの遺物という呼称には、芸術作品の遺物と純然たる歴史的な遺物とを、論理上で双方を同列に並べて同等とみなす判断が言いあらわされているのである。修復は作品が仕上げられたところを起点に行われなければならない。つまりは、それ自体がわずかな痕跡に成り果てた作品が、形を失いかけるその瞬間からだ²⁵。そして、芸術作品が受けてきたすべての状態をそのまま完全に保存するという要求は美的な要件に対立するものであってはならないのである²⁶。

1-f 美的要件からみた修復

遺物は、人間が生み出したものの残存物である。修復を目的とした遺物の専門的な定義にはその保存のために推し進めるべき認識やなすべき行為の必要性が暗示されているという。遺物から人間活動の痕跡がまったく失われていけば、もはや芸術性の問題はなくなりただ歴史性の問題だけが理論上は残る²⁷。あらゆる芸術作品の残存物が潜在的な統一性を

再び取り戻せば、かならず模倣や偽造に成り果て、美的な観点からみれば遺物となるであろう²⁸。

しかしブランディは遺物の概念から見た場合、見過ごすことのできない複雑な問題が残るといふ。それは遺物が特定の記念碑的な集合体、あるいはある特定の風景を形づくる集合体に組み込まれているという可能性の問題である。

遺物の否定的な意味合い、すなわち潜在的な統一性にまで遡ることができないものという芸術作品の残存物の意味合いは、芸術作品の残存物の肯定的な定義と対にすることができるという。肯定的な定義の場合には、残存物は潜在的統一性にまで遡らなくとも、他の芸術作品に結び付けられその作品から特別の空間的資格を得たり、逆にその作品に資格を押し付けたり、あるいはある所与の風景の一角をうまく合わせたりするのである²⁹。この意味において、遺物の機能の見定めはとても重要な要素となるという。

なぜならば、遺物がもはや単に残存物でしかないとき、もしその否定的な面からその遺物の保存のために進めるべき行為が、歴史的な要件による場合と同じ行為つまり、そのままの形で厳密に残すという保存的な行為になるからである。ブランディは、遺物は美的な要件によっても遺物とても扱われるべきものであり、それに加えるべき処置は補完的なものとしてではなく、あくまで保存的な処置にとどめるべきであるという考え方を強調しさえすればよいとしている。この点においても、作品の修復における解決法の点（理想の修復）においては、歴史的な要件も美的な要件も一致していることがわかる。

1-g 芸術作品における空間

修復とは、芸術作品をそのようなものとして認識する人の意識内に、芸術作品を現実のものとして蘇らせる機能にほかならない³⁰。

芸術作品の再現前化がある人の意識の歴史的な時間の中で起こるとしても、この再現前化の瞬間の接続時間は、それが組み込まれている歴史的な時間のように、さらに細かく分割できるものではない³¹。

意識内に芸術作品を完全に再現するためには間違いなく数年はかかると述べており、この行為の間に芸術作品の再現前化そのものとして修復がなされているという。これまで考慮の対象であった歴史的要件・美的要件は、ともに時間についての考察であったが、時間についての考察をしたのだから、空間についての考察もしなくてはならない³²。これはどのような空間が修復から保護されなければならないか、そして修復から保護されるべき空

間とは何か見極めるためである。

芸術作品は我々の物理的な空間に参入することなく主張し続ける³³。この物理的空間と、我々の現存によって定められた空間自体に溶け込む時に亀裂が生じる³⁴。

ブランディは、空間に対して行うべき介入処置は、物理的空間の中に揺るぎない場を占めるのに作品の空間性が妨げられないための必要条件を確保する処置を最優先にしなければならぬと主張する。

第二章 登録有形文化財の制度

2-a 制度概要

国登録有形文化財制度は、平成8年の文化財保護法改正時に創設された所有者が主体となって、保存と活用の措置がなされるための登録制度である。創設当時の背景には、高度経済成長や生活様式の急速な変化等により、文化的価値のある建造物が評価を得る以前に取り壊されてしまうという現状があった。そのため、早急な対応策が必要になり、日本建築学会等の諸団体からも新しい保護制度が求められていた。

そのような時代背景から、基準を「建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。一. 国土の歴史的景観に寄与しているもの 二. 造形の規範となっているもの 三. 再現することが容易でないもの」²とした。同時に、保存と活用の措置が必要であるこれらの歴史的建造物を文化財として広く社会に認知させようとする意向もあった。また、登録制度にすることで所有者の主体的な文化財保護を促進させ、許可ではなく届出を主とした緩やかな制度として多様な文化財の保護を目的とした。

現在では、建造物以外にもダムや道路等の土木構造物、その他の工作物等多岐にわたり保護が進められているほか、他の分野の文化財にも登録制度が広がっている。

2-b 現状と今後の課題

登録制度によって、個人の住宅や、塀や石垣等の個人レベルでの工作物、地方の小さな工場や駅舎などの多種多様な歴史的建造物等が文化財として登録された。これらの事例をみると、多くの人々に文化財を身近なものとして認識されることにある程度成功してい

るといえる。建造物に関しては「明治期以降の物件が大半を占める。～中略～宗教関係の物件が登録では約一割にとどまり、それ以外の物件がほとんどで、約半数を占めている。」

(文化庁建造物担当登録部門 2006:44) 当初の目的通り、近代に作られた多様な価値を有する歴史的建造物が文化財として保存・活用の措置がとられていることがわかる。

しかし、都道府県・市区町村によって登録の件数が著しく異なっていることから、未だに登録文化財の制度が周知のものとなっていないことも事実である。「都道府県によって登録の数が著しく異なり、多い府県は400件を超えようとしているが、未だ50件に満たない県も数県ある。市町村によっても偏りがあり、全国の三分の二の市町村は登録物件をもっていない。登録物件をもつ市町村でも、100を超える物件をもつ町(現在は合併により市)もあるが、一件であつたり数件以下の登録制度が日本全体に遍く周知されたとはいいい難く、都道府県および市町村によって制度の認知度に大きな差があるのが現状である」。(文化庁建造物担当登録部門 2006:45) 文化庁では、制度説明の機会を増やす、専門家のアドバイスができる体制を整えていく意向を示している。それに加えて、登録基準の見直しや周辺環境の保全等、制度の充実も視野にいれていく方針である。

2-c 観光地化における真正性

上記した制度自体の課題だけでなく、活用され観光地化した文化財については真正性の問題も議論されるべきである。所有者が主体の登録制度は、その保存に関してある一定の範囲を超えた場合に国から修理費等が支給される。

しかし、条件によっては支払われない場合もあり、保存にかかる費用はほぼ所有者や自治体に負担がかかる。そのため、観光地として活用された文化財は、集客して得た収入を維持管理費に費やすというサイクルを辿る。

上記のような観光地化が進むと、修復等に目に見えて観光地化に伴う配慮が表れてくる事例も今後は考えられる。これは、建造物の歴史性を損ねる大きな要因となりうる。集客を目的としているため、継承されてきた様式や伝統は排除され、観光者に喜ばれる新たな“伝統”と“様式”が創造されていく。

それは、観光文化は、“観光”という場と“観光者”である人が出会う文化ゆえに起こる事象である。観光者は、日常とは異なるずれを体験する。そのずれは、土産物やパフォーマンス、などのサービスに対する価値観の相違などに現れる。また、観光地はなにをどのように提示するかという文化の演出や上演方法が工夫される場でもあるため、このような

改変された新たな“伝統”を生むのだ。

2-d 修復における真正性～関西日仏学館の事例～

また、観光地化はしていなくても、建物の維持管理をするうえで修復の問題はつきまとう。手を加えることによって、その物に変化してしまう可能性がある。歴史を経て形成された価値にどこまで手を加えるのかは、建造物の維持管理においては避けて通れない問題だ。修復活動における真正性の問題に関して、2008年有形文化財に登録された関西日仏学館を例にあげる。京都大学などが立ち並ぶ地域の一角にある関西日仏学館は、フランス語の講義等が行われ日仏文化交流の拠点ともいわれる施設である。鉄筋コンクリート造りで三階建て、1936年にオーギュスト・ペレ（Auguste Perret）³⁵であったレイモン・メストラレ（Raymond Mestrallet）³⁶によってデザインされ、木下七郎³⁷によって建てられた。バルコニーなどに見られる曲線により、フランス流のさりげない洒落を演出している。このような建造物が、京都の歴史ある町並みにおよそ80年もの間溶け込んできたこと、上記のように日仏の文化交流の場として発展したことが評価され文化財に登録された。

2003年設備の老朽化に加えて度重なる増改築によって、抜本的な見直しが検討され、所有者による措置がとられた。フランス国内において定められている公共工事発注に関する規定（モップ法）に則ったもので、設計監理料が高額になるにつれて段階カテゴリーが設定されており、低額なものでは自由に設計者を選定することができるが、額が大きくなるにつれ設計者選定の過程を公のものとし、より多くの設計者に参加のチャンスが与えられる仕組みだ。

今回の場合は主催者側が設計者を特命で数名ピックアップしたうえで設計競技が行われ、さらにその中から一名を選出する方法が採用された。審査には所有者であるフランス外務省から駐在大使、文化参事官らが参加した。関西日仏学館の運営母体である財団法人日仏文化協会からは理事、建物使用者として関西日仏学館の館長らが参加して行われた。審査のポイントは、外観を完全に保存しながらも、耐震性等の確保、機能性をバランスよく備えた日本人の提案が採用され、外観（外壁）には大きな変化はないが、内装や庭に大幅に手が加えられた。

有形文化財は、著しい変化がない場合に限って、観光地らしい改装を自由に行うことができる。制度的には許容範囲内だ。しかし、いくら活用が目的の制度とはいえ文化財に手を加えすぎることは先にも述べたように歴史性を損ねるという問題がある。有形文化財に

登録するために、届出を出したときと数年後とで大幅に異なる場合、果たしてそれは以前と変わらない文化財と呼べるのだろうか。これが許されるならば、有形文化財制度は名ばかりで、根本的な保存制度とはいえない。登録有形文化財が単なる宣伝文句として活用されないよう、所有者との更なる議論の場を設け、保存方法・活用方法等を議論すべきである。

第3章 ニシン御殿 旧青山別邸

3-a 青山家のあゆみ

佐藤氏が所有者になる以前、別邸は初代青山留吉、2代目政吉、3代目政恵、4代目馨、そして5代目馨の娘によって代々受け継がれてきた。初代青山留吉は1836年（天保7年）に山形県飽海群遊佐町青塚の青山嘉佐衛門家に生まれた³⁸。四男三女の第六子であった。青塚は日本海に面しており、地引き網と塩焼が盛んであった。村は庄内砂丘に位置しており、江戸時代から植林の終わる近代にいたるまで季節風による砂飛の影響で、北海道や樺太へ出稼ぎ漁民を数多く出していた³⁹。留吉は1859年（安政6年）に家を出て、小樽市祝津で寺田家の下で雇漁夫として働いた後独立し、1869年（明治2年）に同地で漁場を所有するようになった。当初はごく小規模な漁家であったが、明治中期にかけて、ニシン漁での成功・他の漁家への経営資金貸付によって漁場を急速に拡大した。それにより更に大規模なニシン建網漁家となり、後の祝津三大漁家の一つとなった⁴⁰。子に恵まれなかった留吉は青塚生まれの姉の子であった政吉を、安政2年（1855）に養子とし、1879年（明治12年）に祝津に呼び寄せ北海道青山家の二代目とした。政吉には男児がなく、その子政恵に青塚近郊の市神出身の民治を婿入りさせ三代目とした。留吉は1890年（明治23年）に故郷青塚に現在の旧青山家住宅を建設、1908年（明治41年）そこに隠居する。この時点で、山形県の青山家本家と、北海道の青山分家とに事実上分かれることとなる⁴¹。留吉は1916年（大正5年）に80歳で没した。二代目政吉以降は、故郷庄内に戻ることなく北海道に定住した⁴²。

3-b 青山家ニシン番屋（本邸）

明治中期に青山家は急速に力をつけた。独立した留吉は明治18年に、自家ニシン漁場本拠地である元場（祝津15番地）にニシン番屋を建設する。番屋は広壮ではなかったが、

軒を船柵造りとし、切妻屋根の妻壁に重ね梁を見せ、正面には格子窓を並べたものだった。明治後期ころまでには、桎葺屋根を雪の降る北海道では珍しい瓦葺に葺き替えている。番屋は漁場の本拠であって、庄内の大工によって建設されたと推測でき、網元住宅としてふさわしい規模と意匠を持っていた⁴³。番屋は、別邸が完成する 1922 年（大正 11 年）頃までは、青山家の住まいでもあった⁴⁴。

番屋は青山家の敷地に、海に対して直角に向いて建ち、敷地背後に向かつては文庫蔵や網蔵などの付属屋が続いて建てられていたが 1885 年（明治 18 年）建築の番屋は、別邸建築中の 1919 年（大正 8 年）に祝津大火で焼失してしまう。番屋は同年に再建され、地元小樽の建築業大虎（加藤忠五郎）が請け負った。再建された番屋は、焼失した番屋の図面を元にしたと伝わっている。現在は、関連する家屋とともに北海道開拓の村（札幌市）に移築保存されている⁴⁵。

3-c 青山家別邸

留吉の引退後、青山家ニシン漁場を受け持った青山政吉は、漁場後背地の高台に別邸を新築する。ニシン番屋が親方住居と雇漁夫就寝部を統合した建物であるのに対し、これは完全に親方である政吉の専用住居であった。別邸は北海道青山家の抱え大工であった庄内出身の棟梁齊藤子之助によって建てられた。板塀で囲われており、屋敷の体を成す。主屋には離れが繋がっており、向かい合って文庫蔵、外便所が建つ。邸内に、多数植えられた松も相まって、ニシン漁場とは思えない屋敷景観を創り出した。

主屋は平屋建てで、桁行 12 間 4 尺、梁間 6 間 3 尺の本屋に正面側の上手・下手それぞれに角屋を突出させた。これは、まるで秋田や庄内地方に良く見られる両中門造のようである。大屋根は入り母屋造棧瓦葺きで軒は船柵造り。平面は西側の山手を下手、東の海側を上手とする主要 12 室よりなる。室内は春慶塗りが施され、下手には丈の高い差鴨居も用いるが、上手屋敷は蟻壁長押を打った書院座敷である。上手正面に突出した部屋は洋室である。小屋組は洋小屋組である。離れは総 2 階建てで、桁行 7 間半、梁間 3 間半の規模。屋根は主屋同様に入り母屋造棧瓦葺きで船柵造りにしている。1 階は主要 2 室からなり、L 形に土縁（つちえん）を巡らすのが特徴的である。2 階へは凝った造りのタモの階段で上がる。2 階は主要 3 室からなり、海側が最上手となっている。

離れは主屋とは異なり白木となり、漆は一部を除いて全く使用されていない。土縁の構成や欄間には数寄屋的な意匠も散見される。主屋、離れともに建ちが高いうえに開口部が

多い建築で、北海道の気候に対応するよりは、格式を重んじた意匠が勝っているといえるだろう⁴⁶。また、各部屋の襖には、大正時代に招いた芸術家たちが描いた絵や書が残っている。島崎楢塙⁴⁷の八仙を描いた襖絵、中村不折⁴⁸の八仙を讃える中国の詩聖、「飲中八仙歌」（杜甫作）を書いたもの、山内多門⁴⁹の黒松の襖絵、この別邸は小樽市祝津に現存しており、旧青山別邸として観光客に公開されている。故郷青塚に戻ることが出来なかった政吉は、庄内から呼び寄せた大工職人たちに祝津に別邸を建設させたが、主屋の平面や離れ座敷の位置、庭園との関係などが、青塚の本宅とに多く共通点があるものとなった。漁場に定住し郷里に戻らなかった政吉による、庄内的世界観の再現ともいえようが（御船達雄/2003）、ニシン漁で築き上げた財力によってつくられた建築物は、ニシン漁の衰退とともにその財政基盤を失うこととなる。

3-d 青山家の所有を離れた別邸

その後、青山家4代にわたり小樽市祝津に残された旧青山別邸は守られてきたが、1988年（昭和63年）5月青山家の手を離れて一般の方の手にわたった。旭川在住の方であったそうだが、この売買の経緯や前所有者についての詳細は不明である。しかし、当時の別邸の様子は佐藤氏の話から少しだけ伺い知ることが出来た。その当時、別邸は一般公開されていなかった。併設していたペンションを訪れる観光客等から申し出があれば見学も可能であったというが、手入れ等もされておらず、内装は壁がはがれ障子もやぶけ床も抜け悲惨な状態であったという。

そんな中、現在の所有者である佐藤美智夫氏が偶然にも旧青山別邸を訪れる。佐藤氏は議員職につく以前に秘書をしており、当時秘書を担当していた議員の方から伝統的な日本の骨董品や美術品等をよく勉強しておくようにと言われていたという。また、妻である裕子氏の実家が以前に定山溪鉄道を経営しており、後に築100年にもなる家を再利用して喫茶店として繁盛させたという実績も身近にあった。旧青山別邸のような立派な建物が何の管理もされず、ただ朽ちてゆくのは非常にもったいないことだ、何とかして旧青山別邸を再生して後世に残していけないかと考え、佐藤家の所有していた土地等をいくつか売り払い同年8月に旧青山別邸を買収した。佐藤氏に取材したところ、今までに一度も青山家と連絡をとったことはなく、現在も全く連絡を取っていないとのこと。佐藤氏が買い取る際、すでに青山家のものではなかったため、青山家不在のまま現在まで2度の売買を経て現在の別邸が存在する。

佐藤氏が買い取った2度目の売却の際、東京・大阪にも購入を希望する人がいたそうだが、その場合本州に別邸を移築せねばならなかった。現在、本邸の復元されたものが北海道開拓の村（札幌市）にあるが「別邸まで本来の地を離れてしまうのは避けたいと青山家の人が以前口にしていたそう（前所有者 談）」で、佐藤氏が交渉をし、1988年買い取ることになったという。

第四章 小樽貴賓館 旧青山別邸

4-a 旧青山別邸「大正ロマンに思いを馳せて」

佐藤氏が、2011年10月東京で行われた森田実氏主催の講演会（森田塾）に参加した際の講演資料がある⁵⁰。佐藤美智夫氏の講演では、「文化財を守る その再生と軌跡」なる題目で行われた。別邸買収後の修復の経緯が詳細に記されている。161枚の畳・窓のガラス戸を全てはずし、綺麗に手入れを施した。代わりのきかない大正時代の板ガラス1500枚も、1枚1枚洗い丁寧に磨き、198枚ある障子も全て張り替えた。庭園の土も新たな庭園造りのために土を30cm程掘り土管・配管を配し、新しい土を入れ替え甦えさせた。また、長年落ち葉等が蓄積し本来の姿からは程遠かった別邸裏の池も落ち葉を全て取り去り、コンクリートを貼り池を作り直すための措置を施した。このような様々な修復・補修工事を行い、佐藤氏が旧青山別邸を買収してから1年後の平成元年にようやく一般公開されるに至った。

一般公開後も修復作業は続いた。1994年タモ材で作られた木目がきれいな階段を、今の保存状態のまま保つため、新しく階段を設け老朽化対策を施した。別邸が建てられたとき同様、大正時代の手法を取り入れ釘を1本も使わずに3ヶ月を費やし完成した。建物内部の砂壁も大正時代の技法を用い修復した。平成7年、別邸の外壁全体に防水塗装を施した。これは現在も7年に1度のペースで続けられており、潮風や大雪から大正時代の木材を良い状態で保つために不可欠な作業である。1998年、別邸の屋根瓦が築80年を経過し、雪の重みと寒さで割れやすくなっていたため約2万5千枚の葺き替えをした。兵庫から職人を呼び、屋根部分の古い材木と組ませても腐らないよう大正時代の木材を探しだして取り換え、約4ヶ月かけて全ての瓦を葺き替えた。2009年「さっぽろ雪まつり」が第50回を迎え、北海道の由緒ある建物をメイン雪像にする企画で別邸が選ばれた。2004年庭園の整備を施す。牡丹・芍薬の庭園を6月のメインイベントとして集客に成功。毎年多くの人々が訪れる。同年、佐藤氏は枯山水の庭も見直すべく日本各地の枯山水を見て回り、2009年

佐藤氏は島根県の足立美術館に赴き、別邸内庭園の参考とした。新潟県から寒水石^{かんすいせき}を、岡山県から白川砂を大量に取り寄せ、山の雪解け水が石橋の下を流れて平地に広がっていく様子をイメージして庭園を完成させた。

2010年9月、別邸は国登録有形文化財に登録された。同年、別邸内の襖絵と書を変色させないために、各部屋の電球80個をLED電球に取替えた。庭園の整備にも更に力をいれ、現在では桜や紫陽花、季節ごとに美しい花が咲き誇る庭園が完成している。また、JR北海道との共同企画「小樽貴賓館きっぷ」も発売しており、多くの人々に親しまれている。

これまでの修復作業や、別邸内に配置している骨董品等のほとんどが大正・昭和時代の技法や木材を使用し行われた。現在の別邸は、ニシン御殿という歴史的な側面と、大正・昭和の物懐かしさが楽しめる2つの顔をもつ観光地なのである。

4-b 観光地としての別邸

先にも述べたが、現在までに別邸には約252万人超の来館者を記録している。併設する食事処 小樽貴賓館も含めると、その数は約450万人にもものぼる。現在は、毎年10万人の来館者を目標として、佐藤夫妻は日々努力を重ねている。訪れる人々を魅了するため、ニシン漁と縁の深い「石狩挽歌」記念碑建設や大正時代の雰囲気をおもわせる骨董品の配置、季節を感じさせる花々、庭園、そして併設する小樽貴賓館ではニシン料理でもてなしをする。そのこだわりは、随所に表れている。また、妻の裕子氏の実家が、以前札幌から定山溪温泉を結ぶ定山溪鉄道を経営しており、家を改装し喫茶店を始めたところ繁盛したという実績もあり、この実績も上記したこだわりに繋がっているといえるだろう。

1993年別邸の隣に、22階建て240人が収容可能な食事処を建設。ニシンを使用した料理を始め、季節ごとに様々な料理が出される。1997年「石狩挽歌」ゆかりの地として、作詞家なかにし礼、作曲家の浜圭介両氏が企画し、高さ約4m・幅10cmの「石狩挽歌記念碑」を建立した。これは、石狩挽歌に強い思い入れがあったなかにし礼氏と浜圭介氏の要望であった。記念碑建立にあたり祝賀会も催され、多くの著名人が訪れるなどして盛大なものとなった。記念碑は、入ってすぐ左手側に位置しており伝統を感じさせる雰囲気を醸し出している。

その先にある庭園の花々も季節ごとに訪れる人々を楽しませている。紫陽花、藤のほか、5月～7月は恒例となった牡丹と芍薬が咲き誇る。その後、入り口から入り玄関を抜けると天井には、138m×138mもの巨大な天井画がかかっており1m×1m四方の画が138枚び

っしりと並んでいる。これは平成に入ってから佐藤氏が新たに設けたもので7年がかりで制作された。約100人もの北海道ゆかりの画家が携わったとされている。

別邸内の工夫にも、もてなしのこだわりが垣間見える。まず骨董品だが、もともと存在していた襖絵や屏風等を除いたほかのものは、全て佐藤氏が元々所持していたものや、骨董品屋で新たに買ったものである。別邸が大正時代に建てられたことを考慮し、同時期のものを買い歩いたのだという。当時と異なるかそうでないかは別として、当時のニシン御殿を彷彿とさせる豪華絢爛さが上手く演出されている。佐藤氏は今後、別邸内に展示場を作って公開したいという意向もあるようだ。

このように、様々な魅力をもつ観光地として別邸を作り上げた佐藤氏は、職業柄幅広い人脈や多くの出会いに恵まれていた。また歴史的な建物を再利用し再生していき、実績をあげた例が身近に存在していたこと、佐藤氏の父親が元北海道新聞社の記者であったこともあり一般公開の日に紙面上で宣伝できたこと、所有者の経済的基盤に加え、観光業ノウハウ等に精通していたことが別邸の観光地としての成功に繋がっていたことがわかる。

第五章 結論

これまで、小樽市祝津しゅくづにある別邸のあゆみを見てきた。元々は、北海道に移住した青山家の人々の郷愁の思いから生まれた、後にニシン御殿と呼ばれる離れ屋であった⁵¹。ニシン漁の衰退とともに、青山家も力が弱くなっていった。それでも、青山家四代にわたり別邸を守っていたが、やはりそれにも限界があった。ついに別邸は本来の持ち主の手を離れた。次なる所有者にとって別邸はどのような存在であったか、残念ながら詳細は定かではない。しかし、保存状態も悪く、誰の目にもふれることはなかったという。少なくとも、この建物がかつて小樽市の発展に貢献したニシン漁によって建てられたものだと、認識されていなかっただろう。

そして、1988年から佐藤氏の所有となった別邸。中に一步足を踏み入れると、そこはかつての栄華を彷彿とさせる華やかな光景が広がる。幾度も修復を施され、訪れる人々をもてなす生まれ変わった別邸となった。2010年には、国登録有形文化財となり、これまでに累計252万人の観光客が訪れている。こうして現在は、小樽市の観光名所「小樽貴賓館 旧青山別邸」となり、人々に親しまれている。

人々は物理的な行為および観念的な構築を通じて世界を作る(Appadurai 1986)。この

場合は佐藤氏が観光地「小樽貴賓館旧青山別邸」という世界を作り上げたといえる。人々と静的なオブジェクトを、結びつける要因は多々ある。別邸の場合、偶然が佐藤氏と別邸を結びつけた。佐藤氏がこれまでに培ってきた人脈・能力等と移築寸前の別邸の出会いが偶然以外の何物でもない。そして、小樽市という土地の特異な性質も、観光地としての成功に一役かっているといえる。

有形文化財の登録制度が抱える問題は、このような偶然性にある程度頼るしかないということだ。都道府県・市町村ごとに文化財の保有数が異なるというのは先述した。たとえ地域ごとに歴史的な文化財が一定数存在するとしても、所有者が主体的に行う届出制には限界がある。なぜならば、文化財・所有者（人物の器量も重要）・土地柄これら3つがうまく噛み合っただけで初めて有形文化財としての価値が見いだされ、形成されていくからである。それで初めて観光地としての活用や再利用が可能となる。

この問題に対し、登録建造物の管理については、特別の事情がある場合には所有者は自分の代わりにたてることのできる管理責任者制度というものが存在する。また所有者や、管理責任者による管理が著しく不適切な場合や不可能がある場合には、文化庁長官は関係地方公共団体の意見を聞いて、所有者等の同意を得たうえで適当な地方公共団体その他の法人「管理団体」として指定することができる。管理団体の指定及び解除は官報で告示され、指定された団体に通知されるが、この制度もうまく機能しているかどうか疑問が残る。

また、文化財所有者への支援措置として、①家屋に係る土地について地価税の2分の1の軽減(地価税法施行令第17条第3項)②家屋についての各市町村の実状に応じ固定資産税の2分の1以内の軽減(自治省通達)③登録建造物の保存・活用事業を行うための経費の一定部分に対する日本開発銀行や北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫からの低利融資⁵²などがとられているが、取材した佐藤氏の場合は、資金が必要になった際に国から援助金等はこれまで出たことがないという。有形文化財の改正や支援等の実態調査も含め、国は文化財の保護に関して経済的な側面から今一度検討すべきである。

おわりに

建物は一度建てられたら、そこから動くことは出来ない。活かしていくことも取り壊すことも、所有者や地域性等の周囲の環境次第である。だからこそ、所有者は利益目的の増改築ではなく、建物維持のために増改築を行ってほしい。歴史的建造物の修復は、技術の

伝承にもつながる。時代の変化とともに変化する価値があることはいうまでもない。変えられない価値こそ後世に残していく意義がある。文化財を守っていこうとする所有者の思いも、また同じであろう。政府には、議論の機会を増やすことを目的として、登録文化財の更なる周知と、経済的な支援における制度改正の検討を求める。佐藤氏のように、建造物保護に自らの人生を捧げ、自ら民間経営者を牽引する文化財保護協議会を立ち上げようと試みるのもひとつの素晴らしい策だ⁵³。文化財が時の経過とともに、所有者やその利用法が変化することと、維持・管理における活用問題の関係性についてはまだ議論する余地がある。

脚注

¹ 平成 24 年 11 月 1 日現在, 文化庁 HP, (<http://www.bunka.go.jp/index.html>)

² 文部科学省, 登録有形文化財登録基準, (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19960830001/k19960830001.html)

³ 文部科学省, 重要文化財 建造物の部, (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19510510001/k19510510001.html)

⁴ ①家屋に係る土地について地価税の 2 分の 1 の軽減 (地価税法施行令第 17 条第 3 項) ②家屋についての各市町村の実状に応じ固定資産税の 2 分の 1 以内の軽減 (自治省通達) ③登録建造物の保存・活用事業を行うための経費の一定部分に対する日本開発銀行や北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫からの低利融資などがとられている

⁵ チェーザレ・ブランディ, 『修復の理論』池上英洋, 大竹秀実訳, 三元社, 2005, p27

⁶ 前掲注 5, p27

⁷ 前掲注 5, p28

⁸ 前掲注 5, p35

⁹ 前掲注 5, p34

¹⁰ 前掲注 5, p33

¹¹ 前掲注 5, p33

¹² 前掲注 5, p35

¹³ 前掲注 5, p36

¹⁴ 前掲注 5, p36

¹⁵ 前掲注 5, p30

¹⁶ 前掲注 5, p30

¹⁷ 前掲注 5, p50

¹⁸ 前掲注 5, p45

¹⁹ 前掲注 5, p62-63

²⁰ 前掲注 5, p63

²¹ 前掲注 5, p62-66

²² 前掲注 5, p71-74

²³ 前掲注 5, p77-78

²⁴ 前掲注 5, p80

²⁵ 前掲注 5, p80-81

²⁶ 前掲注 5, p85

-
- 27 前掲注 5, p92
28 前掲注 5, p93
29 前掲注 5, p94
30 前掲注 5, p118
31 前掲注 5, p118
32 前掲注 5, p120
33 前掲注 5, p120-121
34 前掲注 5, p121
35 オーギュスト・ペレ, Auguste Perret, 1874-1994, 鉄筋コンクリート造の革新的な建築で名を残したベルギー出身の建築家
36 レイモン・メストラレ, Raymond Mestrallet, フランス人建築家
37 木子七郎, 1884-1955, 関西を中心に活動した日本人建築家
38 御船達雄, 『ニシン漁場建築の更新過程にみる網元出身地民家形式の影響 - 庄内地方出身の青山家の場合 - 』日本建築学会計画系論文集, 第 571 号, 115-119, 2003-9, p115, 2 ニシン漁家青山家について
39 御船達雄, 『ニシン漁場郷里の豪邸 青山家の建築』月刊文化財 (448) , 14-17, 2001-01, p14 青山家の概要
40 御船, 前掲注 38, p115, 2
41 御船, 前掲注 39, p14
42 御船, 前掲注 38, p116, 2
43 御船, 前掲注 39, p15
44 御船, 前掲注 38, p116, 3
45 御船, 前掲注 39, p16
46 御船, 前掲注 38, p117, 4
47 島崎枅塙, 1865-1937, 日本, 明治-昭和初期の日本画家
48 中村不折, 1866-1943, 日本, 明治-昭和初期の洋画家, 書家
49 山内多門, 1878-1932, 日本, 明治-昭和初期の日本画家
50 佐藤美智夫, 2011 年 10 月東京で行われた森田実氏主催の講演会 (森田塾) 資料, 森田実 HP (<http://moritasouken.com/sMJ30.HTML>)
51 御船, 前掲注 38, p116, 3
52 本中眞, 『文化財保護をめぐる最近の動向 - 登録有形文化財の制度を中心として - 』, ランドスケープ研究 p61, 63(1), 1999,
53 佐藤, 前掲注 50

引用文献・参考資料

- ・ ヴァルター・ベンヤミン『複製技術時代の芸術 ヴァルター・ベンヤミン著作集 2』晶文社 1960 年
- ・ チェーザレ・ブランディ『修復の理論』池上英洋, 大竹秀実訳 三元社 2005 年
- ・ 崎谷 康文『文化財建造物の保護と登録制度』第一法規出版(月刊文化財)2004 年
- ・ 佐藤 悠『コンペティションによる改修設計者の選定 - 関西日仏学館の保存改修事例-』第一法規出版(月刊文化財)2004 年
- ・ 橋本和也『観光人類学の戦略 - 文化の売り方・売られ方-』世界思想社 1999 年
- ・ 文化庁建造物担当登録部門『登録制度発足から 10 年を迎えて(伝統的建造物群保存制度 30 周年と登録有形文化財制度 10 周年)』第一法規出版(月刊文化財)2006 年
- ・ 本中 眞, 『文化財保護をめぐる最近の動向 - 登録有形文化財の制度を中心として - 』伊日本造園学会(ランドスケープ研究)1999 年
- ・ 御船 達雄『ニシン漁場建築の更新過程にみる網元出身地民家形式の影響 - 庄内地方出

-
- 身の青山家の場合 - 』 社団法人日本建築学会(日本建築学会計画系論文集)2003年
- 御船 達雄『ニシン漁場郷里の豪邸 青山家の建築』第一法規出版(月刊文化財)2001年
 - Arjun Appadurai, *The Social Life of Things: Commodities in Cultural Perspective* (Cambridge Studies in Social and Cultural Anthropology), Cambridge University Press, 1988.
 - 文化庁 HP (<http://www.bunka.go.jp/index.html>) 最終閲覧日 11月10日
 - 文部科学省
HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19960830001/k19960830001.html) 最終閲覧日 11月10日
 - 森田 実 HP 10月17日 佐藤美智夫氏 講演資料 (<http://moritasouken.com/sMJ30.HTML>) 最終閲覧日 12月12日